

答 申 書
(答 申 第 286 号)
平成 31 年 4 月 5 日

1 審査会の結論

北海道教育委員会が請求者の〇〇〇高等学校勤務における事故報告書及び同書記載事項に関わる一切の文書について存否を明らかにしない決定処分をしたことは妥当である。

2 審査請求の経過並びに審査請求人の主張及び実施機関の説明の要旨

省略

3 審査会の判断

(1) 本件諮問事案に係る開示請求の対象個人情報について

本件諮問事案に係る開示請求（以下「本件開示請求」という。）の内容は、

「1 平成 29 年 4 月以降現在まで作成された請求者の〇〇〇高等学校勤務における事故報告書及び同書記載事項に関わる一切の文書」

「2 請求者が弁護士〇〇〇を代理人として北海道教育委員会及び〇〇〇高等学校に行った申し入れに対し、北海道教育委員会及び〇〇〇高等学校が対応した内容に関わる一切の文書」

「3 平成 29 年 4 月以降現在まで〇〇〇高等学校及び同校管理職・職員が北海道教育委員会に対し、請求者の勤務状況、勤務態度、業務能力、健康状態に関して相談、上申、協議の申し入れ等を行った事実がある場合、それに関わる一切の文書」である。

(2) 本件諮問事案における審議について

北海道教育委員会（以下「実施機関」という。）は、上記の開示請求「1」については、本件開示請求に係る個人情報が存在しているか否かを答えるだけで、教職員の事故の有無が明らかとなり、道の事務若しくは事業の公正かつ円滑な執行に著しい支障が生じると認められるとして、北海道個人情報保護条例（平成 6 年北海道条例第 2 号。以下「条例」という。）第 18 条の規定に基づき、平成 30 年 5 月 1 日付け教職第 218 号及び〇〇〇高第 508 号で個人情報の存否を明らかにしない決定処分（以下「本件処分」という。）を行なうとともに、「2 及び 3」については、人事協議資料、平成 30 年度公立高等学校職員異動対象者第一次協議補足資料を対象個人情報と特定し、その一部が条例第 16 条第 1 項第 2 号及び第 9 号に該当するとして、個人情報一部開示決定処分を行った。

審査請求人（以下「請求人」という。）は、平成 30 年 7 月 6 日付けで審査請求書を提出し、「1」に係る本件処分について、請求人に関わる一切の個人情報を開示する処分に変更を求めていることから、本件処分の妥当性について判断する。

また、「2 及び 3」については、平成 30 年 6 月 20 日付けで本審査請求とは別に審査請求が提起されたことから、別の事案として審議を行うこととする。

(3) 条例第 18 条の該当性について

ア 条例第 18 条は、実施機関は、開示請求に対し、当該開示請求に係る個人情報が存在しているか否かを答えるだけで、個人の権利利益が害されると認められる場合、道等若しくは国等の事務若しくは事業の公正かつ円滑な執行に著しい支障が生ずると認められる場合又は犯罪の予防、捜査等に支障が生ずると認められる場合に限り、当該個人情報の存否を明らかにしないことができる旨定めている。

イ 同条は、単に非開示決定を行うことで個人の権利利益や道等若しくは国等の事務若しくは事業の公正かつ円滑な執行又は犯罪の予防、捜査等の情報の保護法益が守られるような場合にまで適用することのないようにすることが必要である。

ウ そこで、本件開示請求の内容に照らし、本件個人情報について存否を明らかにした場合に、道の事務若しくは事業の公正かつ円滑な執行に著しい支障が生ずることになるのかを検討し、本件処分をすることの可否を判断することとする。

エ 請求人は、個人情報の存否を明らかにしないとした「事故報告書」について、〇〇〇高等学校長が請求人の代理人弁護士に対して「請求人が生徒に対してセクシャルハラスメント行為を行い当該事象について事故報告書を作成し道教委に対して提出したところである。」と文書にて告知しており、既に請求人の代理人弁護士には存否を明らかにしていると主張する。

オ 実施機関は、本件開示請求に対して、個人情報の存否を明らかにした場合、教職員の事故の有無及び当該事故に関わる事実確認等の事務処理の進捗状況が明らかになることとなり、ありのままの事実が聴取できなくなることや、必要な情報の積極的な提供が受けられなくなるもののほか、証拠の発見、収集及び保全に支障が生じることが想定され、その結果、処分事由に該当する事実の存否を確定することに重大な支障が生じるおそれがあることから、教職員の懲戒処分に係る適正な事務執行、ひいては、教職員の事故の防止に支障が生じると主張する。

また、本件処分については、他の事故について同様の開示請求があった場合にも同内容の決定処分をする必要があることから、本件開示請求に係る事故の存否を明らかにすることによる支障だけではなく、他の事故について同様の開示請求があった場合も考慮の上、決定したものであり、条例に基づく開示請求とは異なる方法による照会に対して、請求人の代理人に告知した事実を持って、本件開示請求について存否を明らかにする理由とはならないと主張する。

カ 本件開示請求に係る個人情報の存否を答えることは、請求人に係る事故の有無及び当該事故に関わる事実確認等の進捗状況（以下「本件存否情報」）を明らかにすることと同様の結果が生ずるものと認められる。

本件存否情報を明らかにすることとすると、自身の供述や関係者の証言などから懲戒処分の根拠となる事実関係を実施機関がどの程度特定しているかが推定されることから、そのことにより、懲戒処分に該当する事実関係の聴取に影響が出ることが想定され、懲戒処分に係る適正な事務執行に著しい支障が生ずるおそれがあると考えられる。

当審査会において、実施機関に確認したところ、「事故報告書」については、当該事故に係る懲戒処分が確定するまでは、原則として一律に存否を明らかにしない決定処分をする取扱いにしているとのことであった。

また、存否を明らかにしない決定処分をすることが必要な類型の情報については、常に存否を明らかにしない決定処分をすることが必要であると解されており、請求人の主張する、条例に基づく開示請求とは別の照会に対して、請求人の代理人に本件存否情報を告知した事実をもって、条例の解釈適用が左右されるものとは認められない。

これらのことから、実施機関が本件開示請求に係る個人情報が存在するかどうかを答えることで、道の事務若しくは事業の公正かつ円滑な執行に著しい支障が生ずると判断したことは、合理的な理由があると認められることから、本件処分は妥当であると判断する。

(4) 請求人のその他の主張について

請求人のその他の主張は、条例の解釈適用を左右するものではないと考えられることから、いずれも採用することはできない。

以上のことから、結論のとおり判断した。

4 審査会の処理経過の概要

本件諮問事案についての処理経過は、次のとおりである。

年 月 日	処 理 経 過
平成30年 9 月 25 日	○ 諮問書の受理（諮問番号 589） ○ 実施機関から関係書類（①諮問文、②審査請求書の写し、③個人情報開示請求書の写し、④個人情報の存否を明らかにしない決定通知書の写し、⑤審査請求の概要、⑥弁明書の写し）
平成30年10月 1 日	○ 本件諮問事案の審議を第三部に付託
平成31年 1 月 25 日	○ 審査請求人から意見書の提出
平成31年 2 月 6 日 （第三部会）	○ 審査請求人の意見陳述 ○ 実施機関から本件処分の理由等を聴取 ○ 審議
平成31年 3 月 14 日 （第三部会）	○ 答申案骨子審議
平成31年 3 月 25 日 （第98回審査会）	○ 答申案審議
平成31年 4 月 5 日	○ 答申